

古本チャリティ募金 ご参加規約

「古本チャリティ募金」および関連事業（以下、「事業」）は、事業に参加する団体または法人（以下、「甲」）と、株式会社ブギ（以下、「乙」）が、それぞれの役割分担に基づき連携し、甲の会員、支援者、関係者、および市民（以下、「参加者」）に対する広報活動と物品の査定・換金業務を通じて、社会的課題の解決と寄付促進を目的に運営されるものとします。

事業開始にあたり、甲が乙へ申込申請をした時点で、本規約が適用され、甲は本申込が正当な権限者により行われたことを保証するものとします。

また、本規約に付帯して別途取り決めを行う場合は、付則または個別の覚書などにより定めるものとします。

第1条（本事業の内容）

1. 甲および乙は、協力して参加者から中古の本その他の物品（以下、総称して「物品」）を募集します。
2. 参加者は乙に物品を送付・譲渡し、乙はこれを査定・換金し、査定額を甲に支払います。
3. この仕組みが、甲が乙から査定額の支払いを受けることで社会貢献を実現する寄付活動であることを、甲は参加者に明示します。

第2条（運営体制と役割分担）

1. 甲は主に広報や参加者への案内を担当し、乙は物品の受領・査定・換金業務を担当します。
2. 双方は、必要に応じて費用や労力の分担について協議し、合意に基づき対応します。
3. 乙は、必要な情報を甲に適宜提供します。

第3条（物品の引き渡し）

1. 原則として、参加者は物品を乙に直接送付します。
2. 甲は、参加者に本キャンペーンの趣旨と送付先を明確に伝えます。
3. 盗品や違法物品の疑いがある場合、乙は監督官庁の指示に従って対処し、甲に責任があると認められる場合に限り費用を請求できます。

第4条（物品の査定および支払い）

1. 乙は、乙所定の査定基準に基づき物品を査定します。甲および参加者はこれに異議を唱えません。
2. 乙は査定額を甲に支払い、その方法は協議の上決定します。
3. 乙は査定明細を甲に提供し、基準についても甲と共有のうえ、参加者にも明確に説明します。
4. 任意加算金（乙の裁量による上乗せ金）も別途支払われる場合がありますが、変更・中止の際は1ヶ月前に通知されます。
5. 月額を支払額が1万円未満の場合、1万円を超過するまで翌月以降に繰り越されます。甲が少額支払いを希望する場合は、振込手数料を甲が負担します。

第5条（本人確認）

参加者の本人確認は原則不要とします。ただし、法令または監督官庁の指導により必要な場合、乙は確認を実施することがあります。

第6条（秘密保持・競業制限・個人情報保護）

1. 甲乙は、本事業に関する情報を第三者に漏洩せず、規約終了後も同様とします。
2. 甲は、乙の同意なしに、本事業と競合する業務を有効期間中および終了後1年以内に行わないものとします。
3. 乙は、参加者から取得した個人情報について、古物営業法その他関係法令に基づく場合を除き、本事業の遂行目的以外には使用せず、第三者に開示しないものとします。

第7条（有効期間）

1. 本規約は、乙が所定の申込書を受領した日から発効し、乙が明示する参加終了日または事業終了日まで有効とします。
2. また、有効期間終了後であっても、期間内に発生した取引・継続業務については本規約に基づき処理します。
3. いずれかの当事者が終了を希望する場合は、原則として3ヶ月前までに書面またはメールで通知するものとします。

第8条（名称・商標・著作権）

1. 甲乙は、広報・告知等の活動において、互いの名称・商標を使用する場合、必ず明示し、事前に使用許可を得るものとします。
2. 本規約終了後は、双方の名称・商標・著作物の使用を直ちに中止します。

第9条（損害賠償）

1. 甲または乙が本規約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
2. 輸送中に発生した物品の故障・破損等については、乙が管理責任を有しない範囲では賠償責任を負わないものとします。
3. 不可抗力（自然災害、社会状況など）による不履行については、当事者は責任を免れます。

第10条（契約解除）

甲または乙が本規約に違反し、相手方から催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されない場合、相手方は本契約を解除できます。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲乙は、反社会的勢力と一切関係がないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 甲または乙が以下に該当する場合は、通知なく契約解除でき、損害賠償責任を負いません。
 - ① 反社会的勢力に該当・関与していることが判明した場合
 - ② 暴力的要求や業務妨害など、社会的に非難される行為があった場合

第12条（協議）

規約に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し、解決します。

第 13 条（提出書類）

甲は、本事業への参加に際し、乙に対して以下の書類を提出します。

- ・ 登記簿謄本、団体規約等の実態が分かる資料
- ・ 代表者の公的身分証明書の写し
- ・ 適格請求書発行事業者番号（インボイス登録の有無含む）

第 14 条（管轄裁判所）

本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所または乙の指定する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（規約改正）

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の承諾なく本規約を変更できます：
 - ① 表現修正や誤字脱字等、実質的な影響がない場合
 - ② 甲の一般利益に適合する場合
 - ③ 契約目的に反せず、合理的と判断される場合
2. 上記②③による変更は、効力発生の前までに甲に通知されます。
3. 甲が変更後もキャンペーンを継続した場合、規約変更に同意したとみなされます。

規約制定日：2025 年 4 月 1 日

運営責任者：株式会社ブギ
東京都文京区大塚 3-42-14 北村ビル 1 階